

介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業 重要事項説明書

あなた（ご利用者様）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 雄美会
主たる事務所の所在地	〒799-3741 愛媛県宇和島市吉田町白浦3番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 岩村 修子
設立年月日	平成11年8月11日
電話番号	0895-52-0203

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター 白浦茜荘	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒799-3741 愛媛県宇和島市吉田町白浦3番地2	
電話番号	0895-52-0203	
指定年月日・事業所番号	平成19年4月1日指定	愛媛県 3873900314号
実施単位・利用定員	1単位	定員35人
通常の事業の実施地域	宇和島市（旧吉田町、旧宇和島市）、西予市（旧明浜町）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）までを除く
営業時間	8時15分から17時まで
サービス提供時間	9時00分から15時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
	常 勤	非 常 勤
事業所長（管理者）	1	
生活相談員	2（うち1名 介護職員兼務）	
看護職員	1以上（兼務）	1以上（兼務）
介護職員	5以上 （うち1名 生活相談員兼務）	1
機能訓練指導員	1以上（兼務）	1以上（兼務）
栄養士	1以上（兼務）	

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 山下 雅史
管理責任者の氏名	管 理 者 薬師寺 重治

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	4,360円 (1回につき) (1月の中で全部で4回まで)	436円	872円	1,308円
	17,980円 (1月につき) (5回以上の場合)	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	4,470円 (1回につき) (1月の中で全部で5～8回まで)	447円	894円	1,341円
	36,210円 (1月につき) (9回以上の場合)	3,621円	7,242円	10,863円

(注1) 上記の基本利用料は、宇和島市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件 (概要)	加算額				
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
サービス提供体制 強化加算 (I) イ	別に厚生大臣が定める基準に 該当している場合	事業対象者 ・要支援1	880円	88円	176円	264円
		事業対象者 ・要支援2	1,760円	176円	352円	528円
科学的介護推進体制 加算	利用者ごとのADL値等を厚生労働省に提出し、必要に応じて通所型サービス計画の見直す等の情報活用を行っている場合	400円	40円	80円	120円	
介護職員等 処遇改善加算 I	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	上記基本部分と各種加算の合計9.2%				

※ 上記加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

送迎	送迎を提供していない場合、片道につき以下の料金を減算します。 1割負担：47円 2割負担：94円 3割負担：141円
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費を頂きます。 食事時間 12:00～13:00
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。 おむつ代 実費

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い要件等																					
口座引落とし	ご利用できる金融機関 伊予銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫 農協・愛媛銀行 ※手数料が別途かかります。 <table border="0"> <tr> <td>伊予銀行、信用金庫、愛媛銀行</td> <td>… 110円</td> </tr> <tr> <td>えひめ南農協</td> <td>… 55円</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>… 10円</td> </tr> </table>	伊予銀行、信用金庫、愛媛銀行	… 110円	えひめ南農協	… 55円	ゆうちょ銀行	… 10円														
伊予銀行、信用金庫、愛媛銀行	… 110円																				
えひめ南農協	… 55円																				
ゆうちょ銀行	… 10円																				
銀行振込み	<table border="0"> <tr> <td>伊予銀行</td> <td>吉田支店</td> <td>普通預金</td> <td>1267057</td> </tr> <tr> <td>郵便局</td> <td>16140</td> <td>—</td> <td>15274351</td> </tr> <tr> <td>宇和島信用金庫</td> <td>吉田支店</td> <td>普通預金</td> <td>0523893</td> </tr> <tr> <td>えひめ南農協協同組合</td> <td>立間中央支所</td> <td>普通預金</td> <td>0000419</td> </tr> <tr> <td>愛媛銀行</td> <td>吉田支店</td> <td>普通預金</td> <td>1633409</td> </tr> </table> 口座名義人 フク() 社会福祉法人 ヌウビカイ 理事 長 イワムラ シュウコ 岩村 修子	伊予銀行	吉田支店	普通預金	1267057	郵便局	16140	—	15274351	宇和島信用金庫	吉田支店	普通預金	0523893	えひめ南農協協同組合	立間中央支所	普通預金	0000419	愛媛銀行	吉田支店	普通預金	1633409
伊予銀行	吉田支店	普通預金	1267057																		
郵便局	16140	—	15274351																		
宇和島信用金庫	吉田支店	普通預金	0523893																		
えひめ南農協協同組合	立間中央支所	普通預金	0000419																		
愛媛銀行	吉田支店	普通預金	1633409																		
現金払い	白浦菡荘又はいわむらクリニックにて、現金でお支払いください。																				

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 管理者 薬師寺 重治
- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 山下 雅史
- 第三者委員 山口 勝也 松浦 富士雄
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:15

また、苦情受付ボックスを事務室カウンターに設置しています。

苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宇和島市高齢者福祉課 介護保険担当窓口	所在地：宇和島市曙町1番地 電話：0895-24-1111 FAX：0895-24-1126 受付時間 8：30～17：15（土日祝日年末年始を除く）
西予市長寿介護課 介護保険担当窓口	所在地：西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話：0894-62-1111 FAX：0894-62-1968 受付時間 8：30～17：15（土日祝日年末年始を除く）
愛媛県国民健康保険 団体連合会 業務管理課	所在地：松山市高岡町101番地1 電話：089-968-8800 FAX：089-968-8800 受付時間 8：30～17：15（ ” ）

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに宇和島市地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) 持ち込みの制限

利用に当たり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ① 貴重品：現金、貴金属等
- ② 厳禁物：果物ナイフ以外の刃物及びこれに類する危険物
火災の発生する恐れのある器具類
- ③ 飲食物：医師から処方されているものを除く全ての飲食物

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙 事業所内での喫煙はできません。

1 3. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護と判定された場合
- ③ 基本チェックリスト該当者とならなくなった場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を封鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 事業者が介護保険指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入所された場合
- ③ ご利用者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

15. 衛生管理について

事業所は、ご利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めます。

16. 非常災害対策について

施設は、非常災害時に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

17. 領収書について

当荘では領収書の再発行は致しておりません。また、この領収書は所得税医療費控除申請書等に必要ですので、大切に保管して下さい。

生活保護の場合のサービス利用料金については、生活保護法が適用され介護扶助の対象となるため基本料金のご負担は発生しません。

食事代のみのお支払いになります。

18. 外部評価について

当荘では外部評価は受けていません。

令和 年 月 日

事業者 住所 愛媛県宇和島市吉田町白浦 3 番地 2
事業者名 社会福祉法人 雄美会
代表者氏名 理事長 岩村 修子

事業者は、ご利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号通所事業）
デイサービスセンター 白浦茜荘

説明者職名 生活相談員 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

家族代表者 住所 _____
(代筆者)

氏名 _____ ㊞ (続柄)

代理人 住所 _____

氏名 _____ ㊞ (続柄)